









管理コード	事業事項 (事項名)	該当法中等	制度の現状	拡充提案・明 瞭化に係る 採択の特例 措置の事 名称	求める措置の具体的内容	採択の 分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の内容」の 見直し	「措置 の内容」の 見直し	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係府 庁
0920140	児童デ ィサービス における 学校送迎	○障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等に関する費用の額の算定に関する基準	○道路運送法による一般的な規制を除き、送迎を行うことを規制していない。 ○送迎加算の適用は、利用者の居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数(54単位)を加算する。		児童デイサービスの送迎については、居宅から事業所のみならず、学校から事業所も送迎できるよう緩和する。 就学前に利用している児童デイサービスを就学後も継続して利用したいという声は多く、目前に問題となっている現状である。児童デイサービスでの送迎は居宅と事業所間に限られているため、放課後児童デイサービスを利用する場合は、一度保護者が自宅まで連れて帰り(児童デイサービスの利用を希望する児童は自力で下校できない場合が多い。)自宅に送迎に来てもらうが、保護者が学校に迎えに行きそのまま児童デイサービス事業所に連れて行くことになる。そのため、保護者が就労している場合や体調不良の場合は、放課後に児童デイサービスを利用することが難しい状況であり、学校から事業所に送迎してもらいたいという保護者からの要望は多い。また、特別支援学校では、児童クラブがなく、児童デイサービス事業所が学校に送迎できるよう緩和されれば、保護者の就労支援や介護の負担軽減となると考えられる。	F	Ⅲ	○学校と事業所間の送迎を規制するものではなく、道路運送法に違反しない限り、自主的に送迎を行うことを妨げるものではない。 ○障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から就労児童を対象とした放課後等デイサービスが創設されるが、送迎の取扱いについては、学校との役割分担等を関係府庁と整理した上で、検討することとしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、また、検討主・内容・プロセス・検討を開始し結論を得る時期等について、再度検討し回答された。	F	Ⅲ	障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から児童デイサービスを廃止し、就労児童を対象とする放課後等デイサービスが創設されることになっている。送迎加算を含む放課後等デイサービスに係る報酬については、平成24年度予算編成過程において検討することとしている。		1 0 3 0 0 0 0	松山市	愛媛県	厚生労働省
0920150	就労継続 支援B型 の対象者 の緩和	●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎給付金等に関する費用の額の算定に関する基準等の規定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日 障 害者1031001号 厚生労働 省社会・援護局障害保健 福祉部長通達) 第二-3-(5)-①	就労継続支援B型の対象者は次のとおりである。 (一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (二) 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む。)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 (三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金を受給者 (四) 平成24年3月31日までの間に限り、(一)から(三)までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しく、かつ、就労移行支援事業者が少なく、一般就労・移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者	就労経験がない障がい者が就労継続支援B型(以下「B型」という。)を利用する場合、就労移行支援事業を利用し、B型の利用可否についての評価を受けなければならない。これに際して、明らかにB型の利用が適当と思われる障がい者については、別の指標等を用いることにより、就労移行支援を行うこととなくB型の支給決定ができるよう、所要の規定の改正を行う。	F	Ⅳ	就労継続支援B型の対象要件のうち、平成24年3月までの経過措置により、その結果を踏まえ検討することとしているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、また、検討主・内容・プロセス・検討を開始し結論を得る時期等について、再度検討し回答された。	F	Ⅳ	留意事項通知において、就労継続支援B型の対象者が(一)～(四)まで規定されているが、本市においては、一般就労や就労継続支援A型・就労移行支援の事業が比較的充実しているため、(四)の経過措置を適用することは困難であり、他の都市部の市町村にも同様であると思われる。そのため、就労経験がない障害者がB型を利用する場合、就労移行支援を利用しなければならない。本人・事業者とも負担が大きい。そこで、留意事項通知を見直し、第三者(相談支援事業所等)の評価等の条件を満たした場合、ただちにB型の支給決定を行えるよう改正することを要する。これにより、利用者に応じた適切なサービスの支給決定が行えることが見込まれる。		1 0 3 0 0 0 0	松山市	愛媛県	厚生労働省	
0920160	介護保険 による訪 問サ ービス 内容の拡 大		介護保険制度は、介護・機能訓練等を要する、要介護状態となった高齢者にに対して必要な医療サービス・福祉サービスに係る給付を行うものである。一方、障害者自立支援制度は障害者及び障害児に対して、その自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行うものである。 現在のところ、介護保険上での訪問介護において、代談・代筆等の行為のみでは、身体介護・生活援助に当たらないとされている。また、障害者自立支援法による障害福祉サービスで認められているとのことが、明文の規定で認められているという事実はない。	介護保険法による訪問介護のサービスとして、代談、代筆は身体介護にも生活援助にも該当しないため訪問介護としてできないサービスとされてきた。しかし、障がい者(視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者等)は年齢や体力により障害者自立支援法による障害福祉サービスから介護保険法によるサービスを優先して利用することとされている。そこで、介護保険による訪問介護としても、障害福祉サービスで認められる代談、代筆等のコミュニケーション等にかかる行為もサービスの対象としていただきたい。(代談、代筆等)はサービス上の介護サービスで対応するというは、運用上、本人の利便性とも矛盾はないと思われる。)ただし、ヘルパーの行為が、明らかな違法行為となったり、本人が希望しない内容とならないよう、サービス提供者の倫理問題には注意が必要。また、対象者の限定や場合によっては委任状等が必要と思われる。	D (一 部) E)	Ⅰ	介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その要介護状態等の軽減・悪化の防止に資する必要がある給付を行うことを目的としている。 一方、障害者自立支援法に基づく自立支援給付は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うものである。このような整理に基づいて、それぞれ給付が行われているところであるが、現在、介護保険及び障害福祉とも、代談・代筆等については、その行為のみでは給付の対象には当たらないとされている。 しかしながら、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業は、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ること支援がある障害者等その他の者の意思疎通を仲介する事業であり、地域の特性や利用者の状況に応じて代談・代筆等のコミュニケーション支援を行うことができるため、特区としての措置を講じなくとも、視覚障害者等の利用者が代談・代筆等のサービスを受けることは可能である。		D (一 部) E)	Ⅰ			1 0 3 0 0 0 0	松山市	愛媛県	厚生労働省	
0920170	障害児通 所施設に おける給 食業務の 緩和	○児童福祉施設最低基準 ○児童福祉法に基づく指 定知的障害施設等の人 員、設備及び運営に関 する基準	○障害児通所施設においては、調理業務については全部を委託することが可能であるが、外部輸入については認められていない。		保育所における特区では、調理室、調理設備の設置、食育プログラムに基づく食事を提供できることなど、一定の条件がある。障害児施設においても、障害児に対する食事の提供上必要と思われる調理、給食費、アレルギー除去食等の対応を行うための設備及び調理士の配置、配食等衛生上管理できる体制、設備など一定の条件を設けることにより、安全な食の提供については、確保できると考え、給食費にかかる費用については、国庫の補助及び利用者の負担があるが、市町村等施設運営主体の持しもあり、腹いし運営状況と調理業務のスタッフ数から見ると、コスト面からの効率化も図られ、結果、調理業務の委託等の柔軟な対応も可能となり、雇用での改善が図られるなどにより、給食サービスの向上に繋がるものと考えられる。	A	Ⅲ	○児童福祉施設最低基準第1条第2項から第5項に定める健全な発育に必要な栄養量の確保やその身体的状況や障に配慮した食事を提供する場合は留意点を考慮し、一定の条件を設けた上で、特区として認める。		A	Ⅲ			1 0 1 0 1 0 0	日蓮市	愛知県	厚生労働省
0920180	医療型短 期入所 サービス 費を算定 する指 定短期 入所事業 所の施設 基準の緩和	○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等に関する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)別表第7 注5、6 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)二の二、イ、ロ	医療型短期入所については、調理業務については全部を委託することが可能であるが、外部輸入については認められていない。	医療型短期入所サービス費の算定に伴う施設基準については、医療法に規定する病院、診療所及び介護保険法に規定する介護老人保健施設に規定する障害者支援施設や障害福祉サービス事業所においても医療型短期入所サービスを提供できるように、施設基準の緩和をしいたい。	C	Ⅲ	(報酬評価の例) ○知的障害施設 → 看護師配置加算(6単位/日～141単位/日) ○盲ろうあ児施設 → 看護師配置加算(14単位/日～141単位/日)	短期入所を行う施設において、追加的に看護師を配置した場合には、報酬上の評価を行っているところである。医療機関において提供する短期入所は、看護師のみならず、医師や理学療法士などが、「医療チーム」として手厚い体制により支援を行うことを報酬上で評価されていることであり、医療機関以外の施設で、単に新たに看護師を配置した場合については、「医療型短期入所」としては評価できないところである。	C	Ⅲ		1 0 6 0 1 0 0	久留米市	福岡県	厚生労働省		
0920190	複数医療 機関での 一括治 療委託	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「GCP省令」という。)第6条、第13条、第35条、第36条、第42条	被験者の人権の保護、安全の保持等を確保するため、治験実施医療機関において 1)十分な臨床観察及び試験を行う設備及び人員を有している 2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができる 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正活円滑に行うために必要な職が十分に確保されている こと等を要件とし、治験の依頼をしようとする者が治験の実施が可能と判断した実施医療機関と間で、契約が締結されることとする。	福山治験ネットワークでは少症候群の集約化を検討してきたが、 (1) 患者の他の機関への移動は患者の了承が得られにくい。 (2) 患者の了承が得られたとしても患者を出す機関は患者減少となる。 (3) GCP上患者給付形式での制約的なものがない。 (4) GCP上治験は医療機関とメーカーによる契約とされ、2～3機関の共同治験受託が許されていない。 等の治験推進のメリットが生じている。 福山治験ネットワークでは、次の要領で特区の治験事業を行う事とする。 1. 治験実施医療機関は福山治験ネットワーク加入医療機関とする。 2. 治験実施業者(SMO)は、福山治験ネットワーク専属の(SMO)に依頼する。 3. 特区での治験は、1. 治験実施業者が可能な医療機関を優先し、他の少症候群医療機関を補助して、その代表機関で責任医師を勤めて頂く。他の医療機関は分担医師を勤めて頂くよう調整する。 4. 治験実施業者は治験実施の進捗を、従来より治験担当医師が報告書を作成し、責任医師の承認を得て治験依頼者へ報告する。 5. この間の依頼者等モニタリング等については、責任医師機関へ治験カルテ等を送付し、責任医師が担当し、特区内外の複数の同一治験医療機関間で責任医師所在の医療機関でモニタリングを受けることで、地域治験ネットワーク内でGCPに治験が可能であると考える。 なお、本事業に於いて、2～3社の医薬品メーカーに意見を求めたところ、モニタリングまで責任医師医療機関でまとめたいれば経済性も高まりおおいに賛成との意見があった。	C	Ⅲ・Ⅳ	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、また、検討主・内容・プロセス・検討を開始し結論を得る時期等については、再度検討し回答された。	C	Ⅲ・Ⅳ	各医療機関において、治験が安全に実施されるように、治験の内容に応じた必要な要件を満たす医療機関及び医師が、治験依頼者により治験実施医療機関、治験責任医師として選定され、それぞれ必要な資格を有している。具体的には、GCP省令では、実施医療機関の要件として「緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができること。」などを、また、治験責任医師の要件として「治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。」などを規定しており、各実施医療機関、治験責任医師に必要な施設要件・人的要件を満たしていることなどをもちって被験者の安全を確保している。 一方、御提案のように一人の医師が複数の実施医療機関の治験責任医師を兼ねた場合、治験責任医師の勤務時間が長い医療機関等で重要な有言事象が生じたときに、適切な対応が図れないなど被験者の安全確保がおそれられるおそれがあり、また、各実施医療機関の責任が不明確となることから、適切とは判断できない。		1 0 5 0 2 0 1 0 0	社会医療法人 社協会 医療社セ ンター 大田記念 病院	広島県	厚生労働省	



